

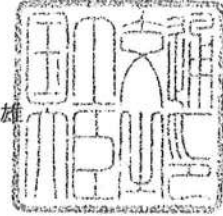


# 認定書

国住指第1637号  
平成 17年 10月 14日

株式会社カネシン  
代表取締役 吉田 孝志 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第二号(軒裏:45分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045RS-0070

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

電気亜鉛めっき鋼板・冷間圧延ステンレス鋼板製換気口・アクリル系樹脂塗装繊維補強セメントけい酸カルシウム板張/木製下地軒裏

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。